

行政評価局の地方組織の再編（平成29年10月1日）

行政評価局では、より効果的・効率的な業務を展開するため、現場での行政実態の把握と、地域住民の皆様の苦情等の解決を担う地方組織を再編します。

現在

管区行政評価局・支局

北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、
四国(支局)、九州

行政評価事務所

- 行政相談業務
- 情報収集・情報発信
- 行政評価局調査
〔各府省の政策についての
実地調査〕

管区局・支局所在を除く全ての府県に設置

組織再編後

管区行政評価局・支局

北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、
四国(支局)、九州

行政評価事務所

東京、神奈川、新潟、石川、兵庫、熊本、沖縄

行政監視行政相談センター

- 行政相談業務
- 情報収集・情報発信

全ての府県（管区局・支局・事務所所在を除く。）
及び北海道に設置

平成29年10月から、管内の5つ(※)の行政評価事務所が「行政監視行政相談センター」に変わります。

～センターへの改称に伴う所在地や連絡先の変更はありません～

※ 青森、岩手、秋田、山形及び福島行政評価事務所は、それぞれ「行政監視行政相談センター」に変わります。

行政監視行政相談センターの役割

行政相談

- 行政相談委員と連携し、行政相談機能の一層の充実・強化に取り組みます。
- また、行政相談委員とともに都道府県・市町村を訪問し、国の行政に関するご意見を伺うなど、地方自治体との連携強化に取り組みます。

情報収集・情報発信

- 現地の拠点として、必要な情報発信を行います。
- 地域の関係者との日頃の意見交換、情報共有などを一層図ることにより、行政上の課題の把握・分析に取り組んでまいります。

上記のほか、これまで行政評価事務所で行ってきた下記の業務を行います。

- ◇ 情報公開・個人情報保護総合案内所
- ◇ 政策評価情報の所在窓口

なお、行政評価局調査に関する業務は、東北管区行政評価局において行います。